

るべき。児相はお金の件に関しては一歩ひいて、祖母の近くにいるおばさんにまかせた方がいいとの見解。今後の本人の自立、生活を考えると金銭面での貯蓄があった方がよく、その点において児相が中心となりうごいてほしいところ。

(男・福祉事務所 家庭裁判所 児相)

- ・ 家裁と関係がなくなった後、誰も公的機関の方と連携がとれなかった。(女)
- ・ 知的障害があることと知的障害者手帳を持っていること。年齢が18歳を越えているため。(男)
- ・ 担当の福祉司は本人にとって頼りになる一人であり、あつい信頼をもっていた。彼女がホーム内での暴力にあった時(被害者)も、すばやく緊急一時を手配し、その日のうちに避難させた。(女)
- ・ 障害者手帳をもっているため、福祉事務所との連携はかかせない。しかし、障害者年金の申請がおりなかったため、一人暮らししてからの生活は不安である。(女)
- ・ 母親に対しての支援を行ってほしかった。(女)

その他相談機関

- ・ 本人が生活していく力をもっていたので、本人の意思を中心に方向性を決めていくことができたケースだったがそうでない場合はもっと互いの話し合いが必要になっていただろうと思われる。(女・婦人相談所)
- ・ 職場での人間関係がうまくとれず解雇をくり返し、長期就労が困難。若年就労者への理解と受け入れの為職安・職場のさらなる努力を望む。(男・職業安定所)

- ・ 就労に向けての窓口がせまく、本人に合わせたゆるやかな職場を望む(人間関係、時間、職種など)(男・職業安定所)

家庭裁判所・保護観察所

- ・ 本人が起こしてしまった事実に対して処分を受けているのでそのことをはっきりと示してもらうことが一番だと思っている。決して強迫的にならないでほしいと思う。そして、できれば振り返ることができる関係をもってもらえたらいいと思う。(男・保護観察所)
- ・ 実際は保護司に頼るもので、その力量を問われるように思いました。生活場所が定まったことで一応落ち着けたし、保護司を信頼していたので保護観察も良好解除となったがその後のフォロー、相談などは個人的なつながりに委ねられた。(女・保護観察所)
- ・ 現場に委ねすぎずに関係者会議等もって、状況の共有をし、方向等を話し合うべきだったのではないかと思う。(保護観察所)
- ・ 事件を起こすことで関わるころなので、結果的には一時的だったり、表面的な関わりになりやすい。本人の将来を見据えて、関わっていける組織でもあればと思っている。(保護観察所)

出身施設

- ・ 交友関係、金銭の使い方で困難を生じた際に直接対応してもらったり、以前の傾向を改めて聞き職員が相談に行ったりさせてもらった。(男・情短施設)
- ・ 本人が幼い頃から「家」として育ったから施設長又は指導員が親代わりとして

励ましたり面会に来るべきだが、一度も来なかった。(児童養護施設)

- ・ 入所に至った経緯が“悪いことをしたからいられない”感があり、丁寧な説明と入所してもしばらくは本人に会いにくるなど必要だったと思われる。本人の施設への思いや長く生活してきたことをふまえて。(男・児童養護施設)
- ・ 入所中、夜間短大に通っていたため、奨学金等の手続きは、全て出身養護施設が窓口になっていた。また、ホームに入所し、6ヶ月程してから外泊をくり返すようになった彼女は、出身養護施設近くのコンビニで働き、バイト仲間や養護施設時代の友人宅を泊まりあるくようになった。そのため、出身養護施設との連絡はかかせなかった。担当の先生は彼女を良く訪問してくれていた。(女・児童養護施設)
- ・ 再入所は無理としても、カウンセリング、職員派遣などの協力が考えられてもよかった。(男・情短施設)
- ・ 一時的な保護を打診したが、拒否された。ホームに入居後も、一時的な(相互の)宿泊などを出身児童施設との間でできればと考えている。(男・児童養護施設)
- ・ 自立支援計画を、話し合う場所が必要だと思う。(男・情短施設)

その他

- ・ 具体的には思い浮かばないが、自立援助ホームが十代の子どもたちの施設であると考えれば20歳を越えた彼女の行き場を作ってほしい。(女)
- ・ 20歳をこえ精神障害、知的障害があるため専門的なケアを行ってくれる施設

が必要と考える。(女)

- ・ 本児は漢字の読み書き、電車の乗り方がわからない等、社会性がかなり乏しい状態で入所することになり、仕事をするにはまだまだ早いことを感じた。社会とつながりながら職業訓練ができ、生活が保障されている場の必要性を感じた。(男)
- ・ 退所先として、退所前より、連絡、協力しあう。自立援助ホームでは十分なケアができないが、婦人保護施設にも空きがなく、結局ホームに臨月まで在所していた。(女・婦人保護施設)
- ・ もし出身高校から拒否されたとき教育委員会へ打診していた場合どういう答が返ってきたか…今考えると残念に思います。親元にいられない子を救えなかった事、反省しています。今、彼は20歳の成人式を無事迎えることができましたが、高校中退です。(教育委員会)
- ・ 本児は入寮時、すでに22才であり、どの機関が責任を持つべきか、わからない。しかし、本児は被虐待児であり、確実に支援が必要である。こういった子の支援のあり方について国にしっかり考えていただきたいと思っている。(男)
- ・ 「特にない」では困るのだが、現状思いあたらない。入所期間中、彼女が事件に巻き込まれた時、又は事件を起こした時どうしようかというのは、ずっと悩んでいた。児童福祉法にも、生活保護法にも、売防法にも乗ることができず、『現状』で責任を当ホームがおう覚悟をもって、入居せざるをえなかった。(女)
- ・ ボーダーライン(限りなく手帳取得に近い)であったため知的障害分野の専門的支援があった方が良かった。しかし、ボ

ーダーラインでは対象ではないとされる。(男・知的障害者施設)

- ・ 後ろ盾がない子が一人暮らしをする際にアパートの家賃分に当たる額だけでも負担してもらいたい。(女・自治体)
- ・ 外国人なので、何かその国の人の正式な団体の支えがあれば、利用したかった。(女)
- ・ 彼女の心理的ケアは、スクールカウンセラーによっておこなわれていたが、ホームには全くの情報がなく、連携をとるようなことはできなかった。カウンセリングを自分自身で希望していたが、予算的に困難であった。(女・出身高校のカウンセラー)
- ・ 援助交際について捜査協力の申し出があり本人も協力していたが、その期間にも別に援助交際をするといった行動もあった。本人に対して犯罪であるということをもっと強く指導してほしかったと多少残念に思えたので記入しました。(女・警察)

付録 追加調査・調査票

施設番号 ()

自立援助ホーム利用者「追加調査」
(2006年12月)

この調査票にご記入頂くのは、昨年「利用者調査」の下記の番号の方についてです。

同封の昨年ご返送頂いた調査票を、ご参照下さい。

利用者番号(在籍・退所) ()
番 男・女

問1 この方の入所・ホーム利用は、以下のどれによるものですか

- ① ホームと利用者との間の、任意の契約による利用
- ② 児童福祉法第27条第7項(および施行令第33条)に定める措置(児童相談所の措置・裏面参考)
- ③ 補導委託
- ④ 一時保護委託
- ⑤ ホーム運営者が里親として受けた委託
- ⑥ 自治体で定める要綱等による委託等
- ⑦ その他(具体的に)

問2 この方のホーム入所中の支援に関して、貴ホーム以外に役割と責任を持ち、それを(共同して)行っている公的機関はありますか。児童相談所、福祉事務所など、具体的な機関名をお答え下さい。またそれはどのような内容でしょうか。

- ① 特にない
- ② あ る 機 関 名
()
()

内容(具体的にご記入下さい)

問3 この方の入所中の支援に関して、貴ホーム以外に、本来役割と責任を持つべき公的機関はどこだと思われませんか。またその役割や責任に関して、考えられる内容や感じになっていることを、具体的にご教示下さい。

- ① 特にない
- ② ある 機 関 名 ()
内容(具体的にご記入下さい)

機 関 名 ()
内容(具体的にご記入下さい)

機 関 名 ()
内容(具体的にご記入下さい)

問1②の参考 児童福祉法第27条第7項

都道府県は、義務教育を終了した児童であって、第1項第3号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらのものが共同生活を営むべき住居において相談その他の日常活動の援助および生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助および生活指導並びに就業の支援を行うことを委託する措置をとることが出来るものとす

表1-1 ホーム利用の根拠

	任意の契約	援助措置	補導委託	一時保護	里親委託	自治体要綱	その他	総数
退所者	30 (21.1)	54 (38.0)	23 (16.2)	22 (15.5)	3 (2.1)	- (0.0)	10 (7.0)	142 (100.0)
在籍者	26 (20.5)	67 (52.8)	14 (11.0)	10 (7.9)	1 (0.8)	1 (0.8)	8 (6.3)	127 (100.0)
合計	56 (20.8)	121 (45.0)	37 (13.8)	32 (11.9)	4 (1.5)	1 (0.4)	18 (6.7)	269 (100.0)

表1-2 ホーム利用の根拠(問1 男女別)

	任意の契約	援助措置	補導委託	一時保護	里親委託	自治体要綱	その他	総数
女	16 (15.7)	52 (51.0)	13 (12.7)	14 (13.7)	- (0.0)	1 (1.0)	6 (5.9)	102 (100.0)
男	40 (24.0)	69 (41.3)	24 (14.4)	18 (10.8)	4 (2.4)	- (0.0)	12 (7.2)	167 (100.0)
合計	56 (20.8)	121 (45.0)	37 (13.8)	32 (11.9)	4 (1.5)	1 (0.4)	18 (6.7)	269 (100.0)

表1-3 ホーム利用の根拠(問1 入所時年齢別)

	任意の契約	援助措置	補導委託	一時保護	里親委託	自治体要綱	その他	総数
14	- (0.0)	2 (66.7)	- (0.0)	- (0.0)	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	3 (100.0)
15	2 (10.5)	8 (42.1)	2 (10.5)	5 (26.3)	- (0.0)	- (0.0)	2 (10.5)	19 (100.0)
16	8 (9.8)	44 (53.7)	12 (14.6)	13 (15.9)	2 (2.4)	- (0.0)	3 (3.7)	82 (100.0)
17	6 (10.0)	33 (55.0)	7 (11.7)	11 (18.3)	1 (1.7)	- (0.0)	2 (3.3)	60 (100.0)
18	11 (20.4)	24 (44.4)	11 (20.4)	3 (5.6)	- (0.0)	- (0.0)	5 (9.3)	54 (100.0)
19	12 (48.0)	8 (32.0)	3 (12.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (8.0)	25 (100.0)
20	8 (57.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	3 (21.4)	14 (100.0)
21	2 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)
22	3 (75.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (100.0)
23	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
24	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
26	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
31	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
不明	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
合計	56 (20.8)	121 (45.0)	37 (13.8)	32 (11.9)	4 (1.5)	1 (0.4)	18 (6.7)	269 (100.0)

表1-4 ホーム利用の根拠(問1 支援機関分類別)

	任意の契約	援助措置	補導委託	一時保護	里親委託	自治体要綱	その他	総数
相談機関のみ	7 (18.9)	18 (48.6)	4 (10.8)	7 (18.9)	- (0.0)	- (0.0)	1 (2.7)	37 (100.0)
養護系	14 (15.6)	45 (50.0)	8 (8.9)	17 (18.9)	1 (1.1)	1 (1.1)	4 (4.4)	90 (100.0)
非行系	10 (18.2)	23 (41.8)	10 (18.2)	4 (7.3)	1 (1.8)	- (0.0)	7 (12.7)	55 (100.0)
障害系	2 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)
養護+非行	19 (26.0)	30 (41.1)	14 (19.2)	4 (5.5)	1 (1.4)	- (0.0)	5 (6.8)	73 (100.0)
養護+障害	4 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (100.0)
非行+障害	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)
養護+非行+障害	- (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
不明	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
合計	56 (20.8)	121 (45.0)	37 (13.8)	32 (11.9)	4 (1.5)	1 (0.4)	18 (6.7)	269 (100.0)

表1-5 ホーム利用の根拠(問1 入所打診別)

	任意の契約	援助措置	補導委託	一時保護	里親委託	自治体要綱	その他	総数
児童養護施設	6 (16.7)	23 (63.9)	1 (2.8)	2 (5.6)	2 (5.6)	- (0.0)	2 (5.6)	36 (100.0)
家庭裁判所	2 (6.5)	1 (3.2)	27 (87.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (3.2)	31 (100.0)
児童相談所	5 (4.4)	78 (69.0)	2 (1.8)	27 (23.9)	1 (0.9)	- (0.0)	- (0.0)	113 (100.0)
その他	43 (48.3)	19 (21.3)	7 (7.9)	3 (3.4)	1 (1.1)	1 (1.1)	15 (16.9)	89 (100.0)
合計	56 (20.8)	121 (45.0)	37 (13.8)	32 (11.9)	4 (1.5)	1 (0.4)	18 (6.7)	269 (100.0)

表1-6 ホーム利用の根拠(問1 入所直前の生活別)

	任意の契約	援助措置	補導委託	一時保護	里親委託	自治体要綱	その他	総数
両親と同居	3 (21.4)	8 (57.1)	1 (7.1)	2 (14.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	14 (100.0)
継父母を含む両親と同居	1 (8.3)	8 (66.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	12 (100.0)
父親と同居	6 (42.9)	4 (28.6)	1 (7.1)	1 (7.1)	- (0.0)	1 (7.1)	1 (7.1)	14 (100.0)
母親と同居	4 (21.1)	7 (36.8)	4 (21.1)	2 (10.5)	1 (5.3)	- (0.0)	1 (5.3)	19 (100.0)
継父あるいは継母とのみ同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (100.0)
その他親族と同居	2 (12.5)	6 (37.5)	3 (18.8)	4 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.3)	16 (100.0)
子どものみでの生活	- (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (100.0)
ひとりで生活	9 (40.9)	6 (27.3)	5 (22.7)	1 (4.5)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.5)	22 (100.0)
友人・知人と同居	8 (30.8)	8 (30.8)	5 (19.2)	4 (15.4)	- (0.0)	- (0.0)	1 (3.8)	26 (100.0)
児童養護施設	4 (6.8)	45 (76.3)	2 (3.4)	5 (8.5)	1 (1.7)	- (0.0)	2 (3.4)	59 (100.0)
児童自立支援施設	- (0.0)	11 (68.8)	1 (6.25)	3 (18.8)	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.3)	16 (100.0)
少年院	2 (16.7)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	9 (75.0)	12 (100.0)
その他の社会福祉施設・機関で生活	5 (26.3)	5 (26.3)	6 (31.6)	2 (10.5)	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.3)	19 (100.0)
その他	10 (33.3)	11 (36.7)	5 (16.7)	4 (13.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	30 (100.0)
不明	2 (28.6)	- (0.0)	- (0.0)	3 (42.9)	2 (28.6)	- (0.0)	- (0.0)	7 (100.0)
合計	56 (20.8)	121 (45.0)	37 (13.8)	32 (11.9)	4 (1.5)	1 (0.4)	18 (6.7)	269 (100.0)

表2-1 入所中の他の支援機関

	児童相談所	福祉事務所	児童養護施設	学校・学校カ ウンセラー	児童自立 支援施設	家庭裁判所	病院のソーシャル ワーカー・病 院	保護観察所・ 更生保護委 員会・保護司
退所者	57 (40.1)	10 (7.0)	7 (4.9)	2 (1.4)	2 (1.4)	19 (13.4)	5 (3.5)	12 (8.5)
在籍者	61 (48.8)	9 (7.2)	5 (4.0)	11 (8.8)	1 (0.8)	9 (7.2)	1 (0.8)	4 (3.2)
合計	118 (44.2)	19 (7.1)	12 (4.5)	13 (4.9)	3 (1.1)	28 (10.5)	6 (2.2)	16 (6.0)

	情緒障害児 短期治療施 設	職業安定所・ ヤングハロー ワーク	警察署	女性セン ター・婦人相 談所	少年院	母子生活 支援施設	その他	特にない	総数
退所者	1 (0.7)	- (0.0)	4 (2.8)	1 (0.7)	1 (0.7)	- (0.0)	8 (5.6)	37 (26.1)	142 (100.0)
在籍者	1 (0.8)	2 (1.6)	1 (0.8)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.8)	2 (1.6)	43 (34.4)	125 (100.0)
合計	2 (0.7)	2 (0.7)	5 (1.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	10 (3.7)	80 (30.0)	267 (100.0)

表2-2 入所中の他の支援機関(問2 性別・複数回答) n=267

	児童相談所	福祉事務所	児童養護施設	学校・学校カ ウンセラー	児童自立 支援施設	家庭裁判所	病院のソーシャル ワーカー・病 院	保護観察所・ 更生保護委 員会・保護司
女	60 (58.8)	14 (13.7)	3 (2.9)	7 (6.9)	1 (1.0)	9 (8.8)	3 (2.9)	6 (5.9)
男	58 (35.2)	5 (3.0)	9 (5.5)	6 (3.6)	2 (1.2)	19 (11.5)	3 (1.8)	10 (6.1)
合計	118 (44.2)	19 (7.1)	12 (4.5)	13 (4.9)	3 (1.1)	28 (10.5)	6 (2.2)	16 (6.0)

	情緒障害児 短期治療施 設	職業安定所・ ヤングハロー ワーク	警察署	女性セン ター・婦人相 談所	少年院	母子生活 支援施設	その他	特にない	総数
女	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.0)	1 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	6 (5.9)	15 (14.7)	102 (100.0)
男	2 (1.2)	2 (1.2)	3 (1.8)	- (0.0)	1 (0.6)	1 (0.6)	4 (2.4)	65 (39.4)	165 (100.0)
合計	2 (0.7)	2 (0.7)	5 (1.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	10 (3.7)	80 (30.0)	267 (100.0)

表2-3 入所中の他の支援機関(問2 入所時年齢別・複数回答) n=267

	児童相談所	福祉事務所	児童養護施設	学校・学校カ ウンセラー	児童自立 支援施設	家庭裁判所	病院のソーシャル ワーカー・病 院	保護観察所・ 更生保護委 員会・保護司
14	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (33.3)
15	11 (57.9)	1 (5.3)	- (0.0)	1 (5.3)	- (0.0)	2 (10.5)	- (0.0)	3 (15.8)
16	48 (60.0)	4 (5.0)	6 (7.5)	3 (3.8)	1 (1.3)	9 (11.3)	2 (2.5)	2 (2.5)
17	35 (57.4)	3 (4.9)	1 (1.6)	3 (4.9)	- (0.0)	7 (11.5)	2 (3.3)	4 (6.6)
18	17 (31.5)	4 (7.4)	1 (1.9)	4 (7.4)	2 (3.7)	8 (14.8)	1 (1.9)	3 (5.6)
19	4 (16.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	- (0.0)	2 (8.0)	- (0.0)	1 (4.0)
20	1 (7.7)	3 (23.1)	1 (7.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.7)	1 (7.7)
21	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
22	1 (25.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)
23	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
24	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
26	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
31	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
不明	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
合計	118 (44.2)	19 (7.1)	12 (4.5)	13 (4.9)	3 (1.1)	28 (10.5)	6 (2.2)	16 (6.0)

	情緒障害児 短期治療施 設	職業安定所・ ヤングハロー ワーク	警察署	女性セン ター・婦人相 談所	少年院	母子生活 支援施設	その他	特にない	総数
14	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (66.7)	3 (100.0)
15	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (15.8)	19 (100.0)
16	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	4 (5.0)	16 (20.0)	80 (100.0)
17	2 (3.3)	1 (1.6)	2 (3.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (4.9)	14 (23.0)	61 (100.0)
18	- (0.0)	1 (1.9)	1 (1.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	20 (37.0)	54 (100.0)
19	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.0)	13 (52.0)	25 (100.0)
20	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.7)	- (0.0)	1 (7.7)	6 (46.2)	13 (100.0)
21	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
22	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
23	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
24	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
26	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
31	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
合計	2 (0.7)	2 (0.7)	5 (1.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	10 (3.7)	80 (30.0)	267 (100.0)

表2-4 入所中の他の支援機関(問2 支援機関分類別・複数回答) n=267

	児童相談所	福祉事務所	児童養護施設	学校・学校カウンセラー	児童自立支援施設	家庭裁判所	病院のソーシャルワーカー・病院	保護観察所・更生保護委員会・保護司
相談機関のみ	22 (62.9)	3 (8.6)	1 (2.9)	1 (2.9)	- (0.0)	4 (11.4)	- (0.0)	2 (5.7)
養護系	46 (51.1)	7 (7.8)	4 (4.4)	4 (4.4)	1 (1.1)	8 (8.9)	3 (3.3)	2 (2.2)
非行系	26 (47.3)	4 (7.3)	2 (3.6)	5 (9.1)	1 (1.8)	4 (7.3)	1 (1.8)	4 (7.3)
障害系	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
養護+非行	20 (27.4)	5 (6.8)	2 (2.7)	3 (4.1)	1 (1.4)	11 (15.1)	1 (1.4)	8 (11.0)
養護+障害	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
非行+障害	2 (100.0)	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
養護+非行+障害	2 (40.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	- (0.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
合計	118 (44.2)	19 (7.1)	12 (4.5)	13 (4.9)	3 (1.1)	28 (10.5)	6 (2.2)	16 (6.0)

	情緒障害児短期治療施設	職業安定所・ヤング・ハローワーク	警察署	女性センター・婦人相談所	少年院	母子生活支援施設	その他	特になし	総数
相談機関のみ	- (0.0)	- (0.0)	1 (2.9)	- (0.0)	- (0.0)	1 (2.9)	- (0.0)	8 (22.9)	35 (100.0)
養護系	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (4.4)	24 (26.7)	90 (100.0)
非行系	- (0.0)	- (0.0)	2 (3.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (5.5)	13 (23.6)	55 (100.0)
障害系	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
養護+非行	1 (1.4)	2 (2.7)	2 (2.7)	1 (1.4)	1 (1.4)	- (0.0)	2 (2.7)	30 (41.1)	73 (100.0)
養護+障害	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
非行+障害	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)
養護+非行+障害	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
合計	2 (0.7)	2 (0.7)	5 (1.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	10 (3.7)	80 (30.0)	267 (100.0)

表2-5 入所中の他の支援機関(問2 入所打診別・複数回答) n=267

	児童相談所	福祉事務所	児童養護施設	学校・学校カウンセラー	児童自立支援施設	家庭裁判所	病院のソーシャルワーカー・病院	保護観察所・更生保護委員会・保護司
児童養護施設	14 (38.9)	3 (8.3)	6 (16.7)	1 (2.8)	- (0.0)	2 (5.6)	- (0.0)	1 (2.8)
家庭裁判所	3 (9.7)	2 (6.5)	1 (3.2)	- (0.0)	- (0.0)	18 (58.1)	1 (3.2)	4 (12.9)
児童相談所	85 (75.9)	5 (4.5)	3 (2.7)	7 (6.3)	- (0.0)	4 (3.6)	2 (1.8)	1 (0.9)
その他	16 (18.2)	9 (10.2)	2 (2.3)	5 (5.7)	3 (3.4)	4 (4.5)	3 (3.4)	10 (11.4)
合計	118 (44.2)	19 (7.1)	12 (4.5)	13 (4.9)	3 (1.1)	28 (10.5)	6 (2.2)	16 (6.0)

	情緒障害児短期治療施設	職業安定所・ヤング・ハローワーク	警察署	女性センター・婦人相談所	少年院	母子生活支援施設	その他	特になし	総数
児童養護施設	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	14 (38.9)	36 (100.0)
家庭裁判所	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	8 (25.8)	31 (100.0)
児童相談所	- (0.0)	1 (0.9)	2 (1.8)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.9)	3 (2.7)	22 (19.6)	112 (100.0)
その他	2 (2.3)	1 (1.1)	3 (3.4)	1 (1.1)	1 (1.1)	- (0.0)	7 (8.0)	36 (40.9)	88 (100.0)
合計	2 (0.7)	2 (0.7)	5 (1.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	10 (3.7)	80 (30.0)	267 (100.0)

表2-6 入所中の他の支援機関(問2 入所直前の生活別・複数回答) n=267

	児童相談所	福祉事務所	児童養護施設	学校・学校カウンセラー	児童自立支援施設	家庭裁判所	病院のソーシャルワーカー・病院	保護観察所・更生保護委員会・保護司
両親と同居	10 (71.4)	1 (7.1)	- (0.0)	2 (14.3)	- (0.0)	-	- (0.0)	- (0.0)
継父母を含む両親と同居	9 (75.0)	2 (16.7)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)
父親と同居	7 (46.7)	4 (26.7)	- (0.0)	1 (6.7)	- (0.0)	1 (6.7)	- (0.0)	- (0.0)
母親と同居	9 (47.4)	3 (15.8)	- (0.0)	2 (10.5)	- (0.0)	4 (21.1)	- (0.0)	2 (10.5)
継父あるいは継母とのみ同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	-	- (0.0)	- (0.0)
その他親族と同居	8 (53.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	- (0.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	4 (26.7)
子どものみでの生活	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (33.3)	- (0.0)	-	- (0.0)	1 (33.3)
ひとりで生活	4 (19.0)	1 (4.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	4 (19.0)	1 (4.8)	1 (4.8)
友人・知人と同居	10 (38.5)	2 (7.7)	1 (3.8)	- (0.0)	- (0.0)	4 (15.4)	- (0.0)	1 (3.8)
児童養護施設	34 (58.6)	3 (5.2)	6 (10.3)	2 (3.4)	- (0.0)	3 (5.2)	- (0.0)	1 (1.7)
児童自立支援施設	11 (68.8)	1 (6.3)	- (0.0)	- (0.0)	3 (18.8)	1 (6.3)	- (0.0)	1 (6.3)
少年院	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	-	2 (16.7)	3 (25.0)
その他の社会福祉施設・機関で生活	6 (31.6)	- (0.0)	1 (5.3)	1 (5.3)	- (0.0)	6 (31.6)	- (0.0)	1 (5.3)
その他	8 (26.7)	1 (3.3)	2 (6.7)	1 (3.3)	- (0.0)	2 (6.7)	2 (6.7)	1 (3.3)
不明	2 (28.6)	- (0.0)	1 (14.3)	- (0.0)	- (0.0)	-	- (0.0)	- (0.0)
合計	118 (44.2)	19 (7.1)	12 (4.5)	13 (4.9)	3 (1.1)	28 (10.5)	6 (2.2)	16 (6.0)

	情緒障害児短期治療施設	職業安定所・ヤングハローワーク	警察署	女性センター・婦人相談所	少年院	母子生活支援施設	その他	特にない	総数
両親と同居	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	2 (14.3)	2 (14.3)	14 (100.0)
継父母を含む両親と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	12 (100.0)
父親と同居	- (0.0)	1 (6.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (13.3)	3 (20.0)	15 (100.0)
母親と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	5 (26.3)	19 (100.0)
継父あるいは継母とのみ同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
その他親族と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.7)	15 (100.0)
子どものみでの生活	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)
ひとりで生活	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.8)	11 (52.4)	21 (100.0)
友人・知人と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	9 (34.6)	26 (100.0)
児童養護施設	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	17 (29.3)	58 (100.0)
児童自立支援施設	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (12.5)	16 (100.0)
少年院	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	1 (8.3)	5 (41.7)	12 (100.0)
その他の社会福祉施設・機関で生活	1 (5.3)	1 (5.3)	2 (10.5)	1 (5.3)	- (0.0)	- (0.0)	2 (10.5)	4 (21.1)	19 (100.0)
その他	- (0.0)	- (0.0)	1 (3.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	16 (53.3)	30 (100.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	7 (100.0)
合計	2 (0.7)	2 (0.7)	5 (1.9)	1 (0.4)	1 (0.4)	1 (0.4)	10 (3.7)	80 (30.0)	267 (100.0)

表3-1 本来支援すべき機関 n=263

	児童相談所	自治体	児童養護施設	職業安定所・ハローワーク	福祉事務所	家庭裁判所	学校	情緒障害児短期治療施設	保護観察所・更生保護委員会・保護司
退所	33 (24.3)	4 (2.9)	6 (4.4)	- (0.0)	12 (8.8)	7 (5.1)	1 (0.7)	- (0.0)	9 (6.6)
在籍	31 (24.4)	7 (5.5)	10 (7.9)	3 (2.4)	10 (7.9)	3 (2.4)	3 (2.4)	2 (1.6)	1 (0.8)
合計	64 (24.3)	11 (4.2)	16 (6.1)	3 (1.1)	22 (8.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	2 (0.8)	10 (3.8)

	母子生活支援施設(母子寮)	児童自立支援施設	女性センター・婦人相談所	病院	警察	その他	不明	特にない	総数
退所	1 (0.7)	2 (1.5)	2 (1.5)	1 (0.7)	- (0.0)	5 (3.7)	3 (2.2)	64 (47.1)	136 (100.0)
在籍	1 (0.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (1.6)	1 (0.8)	4 (3.1)	68 (50.2)	127 (100.0)
合計	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	7 (2.7)	132 (50.2)	263 (100.0)

表3-2 本来支援すべき機関(問3 性別・複数回答) n=263

	児童相談所	自治体	児童養護施設	職業安定所・ハローワーク	福祉事務所	家庭裁判所	学校	情緒障害児短期治療施設	保護観察所・更生保護委員会・保護司
女	35 (36.5)	4 (4.2)	4 (4.2)	- (0.0)	15 (15.6)	7 (7.3)	4 (4.2)	- (0.0)	5 (5.2)
男	29 (17.4)	7 (4.2)	12 (7.2)	3 (1.8)	7 (4.2)	3 (1.8)	- (0.0)	2 (1.2)	5 (3.0)
合計	64 (24.3)	11 (4.2)	16 (6.1)	3 (1.1)	22 (8.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	2 (0.8)	10 (3.8)

	母子生活支援施設(母子寮)	児童自立支援施設	女性センター・婦人相談所	病院	警察	その他	不明	特にない	総数
女	2 (2.1)	- (0.0)	2 (2.1)	1 (1.0)	2 (2.1)	4 (4.2)	6 (6.3)	27 (28.1)	96 (100.0)
男	- (0.0)	2 (1.2)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (1.2)	1 (0.6)	105 (62.9)	167 (100.0)
合計	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	7 (2.7)	132 (50.19)	263 (100.0)

表3-3 本来支援すべき機関(問3 入所時年齢別・複数回答) n=263

	児童相談所	自治体	児童養護施設	職業安定所・ハローワーク	福祉事務所	家庭裁判所	学校	情緒障害児短期治療施設	保護観察所・更生保護委員会・保護司
14	- (0.0)	- (0.0)	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
15	8 (42.1)	- (0.0)	1 (5.3)	- (0.0)	2 (10.5)	1 (5.3)	1 (5.3)	- (0.0)	3 (15.8)
16	21 (27.3)	5 (6.5)	5 (6.5)	1 (1.3)	2 (2.6)	5 (6.5)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)
17	19 (32.2)	2 (3.4)	2 (3.4)	1 (1.7)	6 (10.2)	3 (5.1)	1 (1.7)	1 (1.7)	3 (5.1)
18	11 (20.4)	4 (7.4)	2 (3.7)	- (0.0)	5 (9.3)	1 (1.9)	1 (1.9)	- (0.0)	1 (1.9)
19	4 (16.0)	- (0.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	- (0.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	1 (4.0)
20	- (0.0)	- (0.0)	2 (14.3)	- (0.0)	2 (14.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
21	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
22	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)
23	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
24	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
26	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
31	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
合計	64 (24.3)	11 (4.2)	16 (6.1)	3 (1.1)	22 (8.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	2 (0.8)	10 (3.8)

	母子生活支援施設(母子寮)	児童自立支援施設	女性センター・婦人相談所	病院	警察	その他	不明	特にない	総数
14	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (66.7)	3 (100.0)
15	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.3)	1 (5.3)	6 (31.6)	19 (100.0)
16	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.6)	1 (1.3)	42 (54.5)	77 (100.0)
17	1 (1.7)	1 (1.7)	- (0.0)	1 (1.7)	2 (3.4)	2 (3.4)	- (0.0)	25 (42.4)	59 (100.0)
18	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (3.7)	29 (53.7)	54 (100.0)
19	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	14 (56.0)	25 (100.0)
20	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	3 (21.4)	7 (50.0)	14 (100.0)
21	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (100.0)
22	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (75.0)	4 (100.0)
23	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
24	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
26	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
31	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
合計	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	7 (2.7)	132 (50.2)	263 (100.0)

表3-4 本来支援すべき機関(問3 支援機関分類別・複数回答) n=263

	児童相談所	自治体	児童養護施設	職業安定所・ハローワーク	福祉事務所	家庭裁判所	学校	情緒障害児短期治療施設	保護観察所・更生保護委員会・保護司
相談機関のみ	11 (30.6)	2 (5.6)	1 (2.8)	2 (5.6)	4 (11.1)	1 (2.8)	- (0.0)	- (0.0)	2 (5.6)
養護系	22 (25.0)	2 (2.3)	6 (6.8)	- (0.0)	6 (6.8)	1 (1.1)	1 (1.1)	- (0.0)	1 (1.1)
非行系	13 (24.1)	5 (9.3)	1 (1.9)	- (0.0)	4 (7.4)	3 (5.6)	3 (5.6)	1 (1.9)	2 (3.7)
障害系	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
養護+非行	14 (19.7)	2 (2.8)	5 (7.0)	- (0.0)	7 (9.9)	4 (5.6)	- (0.0)	1 (1.4)	4 (5.6)
養護+障害	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)
非行+障害	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
養護+非行+障害	3 (60.0)	- (0.0)	1 (20.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (20.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
合計	64 (24.3)	11 (4.2)	16 (6.1)	3 (1.1)	22 (8.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	2 (0.8)	10 (3.8)

	母子生活支援施設(母子寮)	児童自立支援施設	女性センター・婦人相談所	病院	警察	その他	不明	特にない	総数
相談機関のみ	- (0.0)	- (0.0)	1 (2.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (2.8)	15 (41.7)	1 (100.0)
養護系	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.3)	3 (3.4)	- (0.0)	53 (60.2)	36 (100.0)
非行系	1 (1.9)	2 (3.7)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	27 (50.0)	88 (100.0)
障害系	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	54 (100.0)
養護+非行	1 (1.4)	- (0.0)	1 (1.4)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.4)	5 (7.0)	34 (47.9)	2 (100.0)
養護+障害	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (25.0)	- (0.0)	2 (50.0)	71 (100.0)
非行+障害	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (50.0)	4 (100.0)
養護+非行+障害	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (20.0)	- (0.0)	2 (100.0)
不明	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	5 (100.0)
合計	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	7 (2.7)	132 (50.2)	263 (100.0)

表3-5 本来支援すべき機関(問3 入所打診別・複数回答) n=263

	児童相談所	自治体	児童養護施設	職業安定所・ハローワーク	福祉事務所	家庭裁判所	学校	情緒障害児短期治療施設	保護観察所・更生保護委員会・保護司
児童養護施設	5 (13.9)	1 (2.8)	9 (25.0)	- (0.0)	5 (13.9)	1 (2.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
家庭裁判所	4 (12.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (6.5)	6 (19.4)	- (0.0)	- (0.0)	3 (9.7)
児童相談所	38 (35.5)	7 (6.5)	1 (0.9)	2 (1.9)	4 (3.7)	1 (0.9)	2 (1.9)	1 (0.9)	1 (0.9)
その他	17 (19.1)	3 (3.4)	6 (6.7)	1 (1.1)	11 (12.4)	2 (2.2)	2 (2.2)	1 (1.1)	6 (6.7)
合計	64 (24.3)	11 (4.2)	16 (6.1)	3 (1.1)	22 (8.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	2 (0.8)	10 (3.8)

	母子生活支援施設(母子寮)	児童自立支援施設	女性センター・婦人相談所	病院	警察	その他	不明	特にない	総数
児童養護施設	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	20 (55.6)	36 (100.0)
家庭裁判所	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	20 (64.5)	31 (100.0)
児童相談所	- (0.0)	1 (0.9)	1 (0.9)	- (0.0)	2 (1.9)	4 (3.7)	2 (1.9)	51 (47.7)	107 (100.0)
その他	2 (2.2)	1 (1.1)	1 (1.1)	1 (1.1)	- (0.0)	2 (2.2)	5 (5.6)	41 (46.1)	89 (100.0)
合計	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	7 (2.7)	132 (50.2)	263 (100.0)

表3-6 本来支援すべき機関(問3 入所直前の生活別・複数回答) n=263

	児童相談所	自治体	児童養護施設	職業安定所・ハローワーク	福祉事務所	家庭裁判所	学校	情緒障害児短期治療施設	保護観察所・更生保護委員会・保護司
両親と同居	2 (14.3)	2 (14.3)	- (0.0)	1 (7.1)	1 (7.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
継父母を含む両親と同居	5 (41.7)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
父親と同居	2 (13.3)	1 (6.7)	- (0.0)	- (0.0)	2 (13.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
母親と同居	5 (26.3)	- (0.0)	1 (5.3)	- (0.0)	4 (21.1)	2 (10.5)	1 (5.3)	- (0.0)	- (0.0)
継父あるいは継母とのみ同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
その他親族と同居	3 (18.8)	1 (6.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.3)	1 (6.3)	- (0.0)	4 (25.0)
子どものみでの生活	1 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)
ひとりで生活	1 (4.5)	1 (4.5)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.5)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
友人・知人と同居	5 (20.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.0)	2 (8.0)	1 (4.0)	- (0.0)	1 (4.0)
児童養護施設	15 (26.3)	1 (1.8)	8 (14.0)	- (0.0)	6 (10.5)	1 (1.8)	1 (1.8)	- (0.0)	- (0.0)
児童自立支援施設	7 (50.0)	3 (21.4)	- (0.0)	- (0.0)	3 (21.4)	1 (7.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
少年院	1 (8.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (16.7)
その他の社会福祉施設・機関で生活	3 (17.6)	- (0.0)	1 (5.9)	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.9)	- (0.0)	- (0.0)	2 (11.8)
その他	11 (36.7)	1 (3.3)	2 (6.7)	2 (6.7)	2 (6.7)	1 (3.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
不明	3 (42.9)	- (0.0)	4 (57.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
合計	64 (24.3)	11 (4.2)	16 (6.1)	3 (1.1)	22 (8.4)	10 (3.8)	4 (1.5)	2 (0.8)	10 (3.8)

	母子生活支援施設(母子寮)	児童自立支援施設	女性センター・婦人相談所	病院	警察	その他	不明	特にない	総数
両親と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	2 (14.3)	- (0.0)	7 (50.0)	14 (100.0)
継父母を含む両親と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (25.0)	12 (100.0)
父親と同居	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	10 (66.7)	15 (100.0)
母親と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	10 (52.6)	19 (100.0)
継父あるいは継母とのみ同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
その他親族と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (6.3)	- (0.0)	9 (56.3)	16 (100.0)
子どものみでの生活	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)
ひとりで生活	1 (4.5)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.5)	- (0.0)	2 (9.1)	- (0.0)	18 (81.8)	22 (100.0)
友人・知人と同居	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (4.0)	15 (60.0)	25 (100.0)
児童養護施設	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.8)	- (0.0)	2 (3.5)	27 (47.4)	57 (100.0)
児童自立支援施設	- (0.0)	1 (7.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	2 (14.3)	14 (100.0)
少年院	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (16.7)	7 (58.3)	12 (100.0)
その他の社会福祉施設・機関で生活	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.9)	- (0.0)	- (0.0)	1 (5.9)	- (0.0)	9 (52.9)	17 (100.0)
その他	1 (3.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (3.3)	14 (46.7)	30 (100.0)
不明	- (0.0)	1 (14.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	7 (100.0)
合計	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	1 (0.4)	2 (0.8)	6 (2.3)	7 (2.7)	132 (50.2)	263 (100.0)

自立援助ホーム利用経験者事例検討報告

分担研究者 潮谷恵美（久留米大学）

分担研究者 山田勝美（長崎純心大学）

主任研究者 村井美紀（東京国際大学）

研究要旨

本調査は本研究における他の数量的なデータに加えて自立援助ホーム利用者の事例研究を行うことで自立援助ホーム行ってきた援助を個別利用者の視点から明らかにし、要保護年長児童への自立支援の現状と課題の析出することを目的としている。あわせて、要保護年長児童の社会的自立支援における支援内容、自立過程について自立援助ホームを利用した当事者の体験という視点から行う検証の有用性についても検討することとした。調査方法は、自立援助補ホーム利用（退所）者 4 名並びに 4 名が自立援助ホーム入所時に関わりをもっていた自立援助ホーム職員（調査時現在も在職）それぞれに対する半構造化面接法によるインタビュー、入（在）所時の関係記録の閲覧によるデータ収集を用いた。調査内容は利用者から①自立援助ホームに来るまでの生活、②自立援助ホームに入所してから退所までに思ったこと、転機になったこと、③現在の暮らしについて、④今後の生活についての考えをきいた。あわせて入（在）所時に関わりを持っていた自立援助ホーム職員から、①現在の当該利用者の状況について②入所までの経緯と支援課題の設定や支援の内容、展開について、③自立支援のポイントと思われたこと（他の機関との連携、職員間のチームワークなども含めて）、④退所までのいきさつと退所後の支援状況についてきいた。さらに、入（在）所当時の関係記録より、インタビュー内容の客観的な補足情報を得た。本調査の分析はホーム利用者である要保護年長児童と「社会資源」との関係に焦点を絞って明らかにするという視点から行った。ホーム入所前、入所中、入所後の自立援助ホーム利用者と社会的資源の関係、利用者の要保護状態や生活や自立に向けたプロセス上の変化に着目し、そこからそれぞれの利用者にとって自立援助ホームの援助の内容と役割を提示することとした。事例検討の結果から要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームならびに職員が担っていた役割について以下の知見が得られた。1)事例にみられた自立援助ホーム利用者（以下「利用者」）は、保護者もしくはそれに代わる親族のもとで私的養護の環境を失うか、あるいはそれが非常に弱く要保護性が高いことが推察される。2) 利用者は、入所以前に各種の社会資源（教育・保健医療・就労の場）へのアクセスを断ち切れ、または孤立した環境から入所している（「底つき体験」＝そこしか行く場所がない）。3) 自立援助ホームは、彼らの「底つき体験」からの回復を図るために「待ちの時間」を提供している。（「自分の居場所」の提供）4) 利用者は自立援助ホームの支援で、入所前に断ち切られた各種社会資源へのアクセスを回復していく（自立援助ホームは各種社会資源と利用者を結びつける役割を果たす）5) 当該自立援助ホームは、社会資源側から「保証人」としての役割を期待されていた。6) 当該自立援助ホームは、利用者の個別のニーズに対応したサービスを提供している。ことが明らかになった。事例からみられる自立援助ホームは要保護高齢児童の当事者にとっては、「自立」に向けたプロセスを安心して過ごせる「場」の提供であるだけでなく、在所期間に自立を阻害する要因となりそうな、これまで抱えてきたあるいは、自他それぞれに意識されてこなかった課題が明らかにある期間を過ごす「個別的な必要に応じた援助の展開が期待される場」となっているとみえよう。さらに必要に応じられる援助展開を望んでいくときに、要保護年長児童の援助ニーズを明らかにすることにおいて、当事者の入所前、入所中の生活体験の語りから得られるものは多いと期待できる。さらに本結果を受けて、ここに示された「自立支援機能を発揮できる自立援助ホーム」の要素を支え、強化できる基盤が自立援助ホームに確保されることが望まれた。

A 研究目的

本調査は本研究における他の数量的なデータに加えて自立援助ホーム利用者の事例研究を行うことで自立援助ホームがどのような援助を行ってきたのかを個別利用者の視点から明らかにし、要保護年長児童への自立支援の現状と課題の析出を行うことを目的としている。あわせて、要保護年長児童の社会的自立支援における支援内容、自立過程について自立援助ホームを利用した当事者の体験という視点から検証することの有用性についても検討することを目的とした。

B 方法

1 調査方法

調査対象は自立援助ホームを利用した経験者とした。調査協力を得られた関東にある2ヶ所の自立援助ホームにて調査を実施した。調査対象は当該ホームにおいて本調査が利用者本人の現在の生活に不利益を及ぼさないこと、調査協力についての本人からの承諾が得られる可能性があること、退所後の状況が把握できていることなどを考慮して退所者を中心に合計4名を選出いただいた。選出は、男女の性別、退所後に就職、就学しホームから離れ自立した生活をしているもの、再入所体験があるもの、退所後アフターケア的な関わりが継続しているもの、結婚したものといった入所から現在に至る経緯の多様性も加味された。その後、選出された4名に対して調査実施者から研究趣旨とインタビューの内容、結果の活用について説明し、直接本人より了解を得られたことにより、本調査は4名をすべて調査対象とした。

調査方法は、対象利用者並びに自立援助ホーム入所時に関わりをもっていた自立援助ホーム職員（調査時現在も在職）それぞれに対する半構造化面接法によるインタビ

ュー、入（在）所時の関係記録の閲覧によるデータ収集を用いた。

調査実施日はA自立援助ホームでは2007年1月5日、B自立援助ホームには1月7日および8日であった。実施場所は各ホームの一室で利用者、施設長、職員それぞれに対するインタビューと記録の閲覧を行った。調査者はそれぞれのホームに2名ずつで伺い、利用児と職員は時間を別にして、3事例に対しては調査者2名同席で1事例については調査者1名でインタビューを行った。調査実施時間は利用者、職員それぞれのインタビューを約1時間半～2時間で行った。

調査者と調査対象者の関係は、A自立援助ホーム調査ともに調査者のうち1名は自立援助ホームの創設、運営に関わり、継続して職員、利用者ともに関わりがあった者である。他方の調査者はホーム訪問が初めてであり、利用者とは初対面であった。職員とは、訪問時以前に調査依頼をした機会に一度会っただけである。B自立援助ホーム調査では、調査者は職員とは以前からの知り合いで、ホームについての話を調査以前から話を聞く機会をもっていた。調査対象利用者とは調査者1名は面識があったが他方の調査者は初対面であった。

本調査では2施設、4事例という少数の調査対象となっており、結果の一般化については今後の検討課題が残るところである。しかし、本研究対象に先行研究の蓄積がほとんどないことをふまえ、今回は探索的に情報を得て実態把握に努めるという点では意義深いと考えられる。さらに、自立援助ホーム利用当事者の現在の生活状況が安定しており、調査協力自体が自立援助ホーム職員と対象となる利用（退所）者との関係や現在の生活にネガティブな影響を与えない、福祉を害さないと思われる対象に限ったことも本調査目的に照らし重要な事であ

る。とはいえ、結果的に4事例で調査、分析を行うことについては、本調査対象の特質への留意も必要であることを付言する。

2 調査内容

調査内容は利用者から①自立援助ホームに来るまでの生活、②自立援助ホームに入所してから退所までに思ったこと、転機になったこと、③現在の暮らしについて、④今後の生活についての考えをきいた。

あわせて入(在)所時に関わりを持っていた自立援助ホーム職員から、①現在の当該利用者の状況について②入所までの経緯と支援課題の設定や支援の内容、展開について、③自立支援のポイントと思われたこと(他の機関との連携、職員間のチームワークなども含めて)、④退所までのいきさつと退所後の支援状況についてきいた。

さらに、入(在)所当時の関係記録より、インタビュー内容の客観的な補足情報を得た。

3.分析の方法

本調査の分析は要保護年長児童と「社会資源」との関係に焦点を絞って明らかにするという視点から行った。ホーム入所前、入所中、入所後の自立援助ホーム利用者と社会的資源の関係、利用者の要保護状態や生活や自立に向けたプロセス上の変化に着目し、そこからそれぞれの利用者にとって自立援助ホームの援助の内容と役割を提示することとした。

分析の手順として、まず、各利用者のインタビュー、職員インタビュー、資料から確認した内容をそれぞれ逐語記録として起こした。その後、調査者(インタビュアー)によって事例ごとに分析枠組みに沿って内容の分析を行った。さらに、調査者が行った分析について本研究メンバー全員で討議し、再度分析内容を吟味したものを本調査

結果とした。

なお、本枠分析の枠組みは「東京女性財団1993年度助成事業『非婚出産女性の自立条件に関する研究』代表庄司洋子」及び「厚生省心身障害研究『リプロダクツヘルスに関する研究(思春期における性行動の研究)』(平成3～5年分担研究者堀口雅子)」、とハヴィーガースト等の社会発達理論の枠組みを参考に作成した。

C 結果

聞き取りや資料閲覧の結果を事例ごとに分析した結果を示す。利用者インタビューを主軸に据え、職員インタビューや資料閲覧などによって補足的な内容確認を行った結果得られたデータを分析した。

以下、1.各事例の分析結果(1)事例の概要、(2)社会資源との関係、(3)援助上注視されたこと(ターニングポイント)とホームの果たした役割、2.事例検討より明らかになった要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームが担っていた役割について示す。

1.(1)事例の概要は利用者に対するインタビュー記録から抽出した内容を示している。(2)、(3)、2はインタビューの記録を分析した結果を記述したものである。

1. 各事例の分析結果

事例1

(1) 事例の概要

利用時年齢16歳。男性。入所前は中学卒業して1年専門学校に行き、その後父死亡により半年くらい1人暮らしをした。その後、別居していた年の離れた異母きょうだいら保護願書が提出され「母親行方不明父親死亡による要保護児童」としてAホー

ムに入所した。

本利用者は専門学校卒業後、資格取得を生かした職業に一度就職しているが、職場から離職を促され、本人が応じた形でその仕事をやめている。父親死亡後、未成年で保護者不在のため、児童相談所経由で一時保護委託となった。一時保護委託中の5ヶ月弱、仕事が決まるまで時間がかかった。入所によって、本児の抱える自立に対するリスク要因（識字能力・生活体験不足等）が次第に明らかになった。自立に向けた入所期間は2年間にわたった。本児も、「出たくない、ここにいたい」という思いが強く、保護の必要性が高い事例であった。現在は、Aホームの近くにアパート設定し、アフターケアを活用しながら生活している。

(2) 社会資源（利用）の関係

文末表1参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助上で注視されたこと

- ①幼少期からの発達過程の中で要養護状態であった時期や福祉施設・機関との関わりがあったことを推測できる部分的情報はあるが、本児の記憶が無い、あるいは曖昧であり、その時点であったが、幼少期から抱えている援助課題はどのようにフォローされてきたのかが明確ではない。
- ②生活経験の不足（年齢で期待される社会的行動の習得等を含む）が原因と推測されるトラブルを経験している。
- ③生育歴、稼働の可能性等に不明確な部分があるままで入所に至り、当ホームにおける援助が始まっている。
- ④ホームで生活、就職支援をする中で本児の具体的な支援課題が明らかになっていった。

ホームの果たした役割

- ①入所初期の段階で本児が働き始めるまでの期間、生活（住・食）を保障した。
- ②本児が退所する見通しと自信ができるまで入所期間を保障した。
- ③生活、職業継続に関わる具体的な技能や資格取得に必要な具体的なサポートを職員から得られた。
- ④退所後も引き続き人間関係の継続や相談をできる体制で職員が関わりを持ち、かつ、ホームでも来訪を積極的に受け入れている。

事例2

(1) 事例の概要

本利用者は16歳のときに第1回目の入所、18歳のとき一時退所してアパートで生活を営んだが、生活破綻により19歳時2度目の入所となり現在に至る。男性。

入所前、15歳くらいから家出を繰り返しており、16歳時に、親にかわって養護をおこなっていた年の離れたきょうだいからこれ以上面倒をみきれないという保護依頼があった。きょうだいの家族の負担を考えると本利用者の世話ができないという事情だった。児童相談所の紹介ケースである。きょうだいのもとで暮らし始めてから家族員が世話を出来ない家族状況の変化（家族員の妊娠）という事情もおこった。児童相談所（ベテランワーカーが対応）は、本利用者の訴えを受け、きょうだいのもとに居たくないという表明があったことから本ホームへの入所依頼へとつなげた。

Aホームへは、本利用者が入所する方向できょうだいと児童相談所ワーカーとともに見学を目的として来所した。この訪問時に、本利用者は入所契約書を渡されて帰宅している。その後、きょうだいから本ホームに連絡が入れられ、数日後に本人入所と

なった。

第1回目の退所は入所から二年弱たった時期であった。最初の入所では2年近く同じ職場で働くことができたので、アパートを設定して退所した。退所以後1年2ヶ月は、一応アパート設定して自立生活を営んでいたが、次第に生活が破綻し、再入所となった。再入所は19歳~21歳までである。再入所に至る経緯の中で、住居の家賃滞納があり、まずは本ホーム長が滞納分の支払いを負い、本人がホームに再入所し、生活を立て直しホーム長に対してそれらの完済をめざすことになった。再入所中に定時制高校入学、就学は継続し、卒業の後退所予定で、インタビュー時は在所中であった。

(2) 社会資源（利用）の関係

文末表2 参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助で注視されたこと

生活状況は激変を体験してきたことは推測できるが、15歳を過ぎるまで社会的養護サービスを利用していないのでそれまでの生活状況が定かではない。

本利用者はインタビュー時に入所以前の家族の状況等「話したくない」と言っていた。

インタビューで話を聞いた範囲では

- ①本児の意志に関わらず、きょうだいから拒否され生活の場を決められた不安全感
- ②これまで経験したことがないにもかかわらず就労をしなければならなくなった不安全感
- ③これまでの生育歴における対人関係不全
- ④ホームに入所後通学によって学力面での獲得
- ⑤入所後の対人関係トラブルや仕事継続の困難等の経験

⑥自分自身の体のケアが必要であったが、本人にその自覚やケアを実施した経験がなかった。

以上、6点があったことがうかがえた。

ホームの果たした役割

本利用者にとってここしか生活する場が自分にとってはないという他の選択肢の無さを抱えて入所に至っている。

本ホームは本利用者にとって職員の関わりを軸に入所児と通学や就労先の関係者との対人関係を体験し、失敗をしつつも学習をする場となっていた。本事例では定時制高校の就学を保障することで本児の成人期の発達課題達成の保障を行ったことが自立支援として大きな役割を果たしていた。

さらに、本ホーム職員の社会資源を使って退所後の住居を獲得できた。かつ、後に抱えたその住居に関わるトラブルも職員自身が間にはいることで本児が生活を持ち直し、再入所の決断と生活の維持につながっていった。

また、身体的な治療の必要性に対しても専門家に依頼し、治療が受けられる状況にホーム職員の支援を通してなった。

二度目の退所に際して、ホームへの再入所を経験した経緯から住居、就労の確保を確実にする設定につながったことによって本ホームでの生活や職員から支援をうけてきた経験が生かされた。

事例3

(1) 事例の概要

本利用者は施設利用時16歳。女性。家族状況は両親健在、きょうだいがいる家庭であった。きょうだいに疾病があったために、本利用者自身にも治療必要な疾病があったが、きょうだいに親がかかりきりになる状況の中で本利用者は育っている。思春期になり親と衝突することが

繰り返されていた。高校中退後家出を繰り返して、「彼氏」（同年代）家族からの勧めで一時保護される。一時保護中の話し合いの中で、親からの養育拒否と本利用者自身が家庭に帰ることを拒否したために自立援助ホーム入所となる。入所から3ヶ月弱たったときに、一度退所したが、1ヵ月ほどで再入所となる。本利用者の入所期間中は職場を転々とし、就労は継続できていなかった。18歳を過ぎてから措置委託解除となっている。再入所から1年半以上経過し、20歳まえにして自立を目指し、退所予定であったが、直前に体調不良から働けないまま「家庭復帰」という名目で知人宅（詳細不明）に退所となった。退所後の生活のめどは立っていない状況であった。本児はまだ本ホームにいたいと思っはいたが、これ以上いられないという思いがあり、知人を頼って「何とかなる」、また、「家には帰りたくない」と退所に至った。退所後はふらりときて話をしていく。就職は安定しておらず、生活も安定していないこともうかがえていたが、結婚したとホームに連絡が入っている。

（2）社会資源（利用）の関係

文末表3 参照

（3）本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助上で注視されたこと

実母との折り合いが悪く、父からの具体的な支援も得られていない。野宿や友人宅を泊まり歩く生活を入所前にしている。親との衝突（心理的虐待が疑われる）、養育拒否という状況があった。一方で、親の存在があるがゆえに入所前の野宿、家出、知人宅への退所等、住居が安定しない状況であるにもかかわらず、公的な制度による援助

に結びついていない。また、18歳になると委託解除になったことから公的支援を受けずに、自己責任で生活していかなければならない状況におかれた。また、青年期の性的発達にかかわるサポートがえられてきていないことがうかがえた。

ホームの果たした役割

入所前にはなかった生活の場がホーム入所によって確保された。その中で①人間関係形成の支援②就職先、就労意欲のサポート③疾病の治療への支援が行われてきた。また、退所後も継続的に関係を保っていて、親以外ではあるが、大人として関わり、本児に対して役割を取る存在が得られている。

事例4

（1）事例の概要

本利用者入所時の年齢は16歳。男性。

本ホーム入所前の経験として児童養護施設に幼児期にきょうだいとともに入所していた。本児が小学生のとき、母がきょうだいを退所させる。中学生のとき、性的な問題を起こし、他の児童養護施設に措置変更。その後、職業訓練校を中退し、施設を出る。退所後、シンナーに手を出し、行き場もないといった状況で警察に保護。児童相談所を経由し16歳の時、本ホームを利用に至る。ホームでは10ヶ月過ごし退所することとなる。途中、再度、警察に関わる事態となるが、そのときに本ホーム職員が本児に暴力的にならずに関わりを持ち、話をしたことが本児にとっての転機となり、その後のホームでの生活や退所につながっている。現在年齢は24歳。

（2）社会資源（利用）の関係

文末表4 参照

(3) 本児の発達援助課題とホームの果たした役割

発達、援助上で注視されたこと

入所以前の生活体験の中で、親や関わってきた年上の子どもや大人に対してのイメージができあがっていた。特に、援助職員や年上の子ども達から力をふるわれること、自由への制限がなされていたことに対して批判的な強い感情を持ったまま本ホームへの入所へいたっている。

- ①児童福祉施設在所について親がきょうだいと違う扱いとしている（きょうだいは親元へ退所）ことから低い自己評価を抱えている。
- ②中学時に性的なトラブルを起こしていた
- ③児童福祉施設からは住み込みの就労先に退所し、その後「寮」での生活から飛び出している。
- ④シンナーとのかかわりから警察への通報になる。警察では本児から児相への対応につなげた。
- ⑥本ホームの職員がそれまでの大人の対応と違うという認識を本児が持っている
- ⑦本ホーム退所後、就職、就学へと結びついている。
- ⑧本児には、言語性の高さが感じられる。インタビューの意図を読み取り、それに適切に答える力がある。
- ⑨「このままじゃ、俺は駄目になる」と16歳の時点で自ら認識できている。
- ⑩人への親しみやすさ、年齢の高い人からかわいがられる「人懐っこい」部分を感じる。こうした部分があるからこそ、対人関係を構築する際、孤立を生まない、ネットワークの構築につながっているのではないかと考えられる。

ホームの果たした役割

それまでの施設職員との関係と全く違う力によらない対応によって本ホーム職員と

の関わりをもつことができた。本ホームでの生活がこれまで体験した「施設」と違う印象であることが本児から語られている。暴力や制限でコントロールされない人間関係と生活スキルを獲得する機会を職員とともに経験することなどもあり、本児にとって本ホームでの生活が、暴力によらずに人と関わり、自分のためを考えられる環境となったことがうかがえる。

さらに、「失敗」を繰り返しても受け止め、帰ってくることを提示し続ける職員の姿勢に本児はそれ以降自分の行動をより適応的に修正している。

また、本児が未成年であるために保証人としての役割をホーム長がとってくれたことなどから、退所後、本児はホーム長の行動に感嘆していた事が表明された。

本事例からは、居場所のない児童にとっての居場所が、自立援助ホームとして単に空間が用意されるだけでなく、そこに受け容れてくれている職員がおり、そのことによって自分の目標「1人で生活する」に向かえる行動を獲得していくプロセスを獲得できた場であったことがうかがえる。

2. 要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームが担っていた役割

4事例から得られた知見を以下列記する。

- 1) 事例にみられた自立援助ホーム利用者（以下「利用者」）は、保護者もしくはそれに代わる親族のもとで私的養護の環境を失うか、あるいはそれが非常に弱く要保護性が高いことが推察される。
- 2) 利用者は、入所以前に各種の社会資源（教育・保健医療・就労の場）へのアクセスを断ち切れ、または孤立した環境から入所している（「底つき体験」=そこしか行く場所がない）。
- 3) 自立援助ホームは、彼らの「底つき体験」

からの回復を図るために「待ちの時間」を提供している。（「自分の居場所」の提供）

- 4) 利用者は自立援助ホームの支援で、入所前に断ち切られた各種社会資源へのアクセスを回復していく（自立援助ホームは各種社会資源と利用者を結びつける役割を果たす）
- 5) 当該自立援助ホームは、社会資源側から「保証人」としての役割を期待されていた。
- 6) 当該自立援助ホームは、利用者の個別のニーズに対応したサービスを提供している。

D 考察

本事例検討は、利用者自身にとって自立への経緯の中で自立援助ホームあるいはその職員がどのような関わりを持ったか検証し、そこから自立援助ホームの援助課題の析出を行うものであった。

結果から、次の「要保護年長児童の援助課題と自立援助ホームに期待される役割」、「当事者視点（当事者インタビュー）から提示される課題の意義」の2点について考察した。

○事例検討からみられた要保護年長児童の援助課題と自立援助ホームに期待される役割

・「安心して寝起きできる居場所」としての自立援助ホーム

本調査への協力者は、入所が決定する時点で「今のままでは生活できない」という状況にあり、提示された「自立援助ホーム」に対して「他に行き場所の無さ」を感じていたことを述べている。

自立援助ホームとの関係はこの状況からスタートしており、必ずしも彼らが個別の「自立援助ホーム」を選んで入所している経緯があるわけではなかった。

インタビューからは、利用者がホーム利用の説明や内容の提示を受けたとき、入所契約等の書類を書かざるを得ない状況にあるというのが本人の認識としてあり、書類の内容など冷静に明確に判断、決断する機会では必ずしもなかったことが述べられている。さらに、自分なりの自立援助ホームのイメージではそれ以前に持ったネガティブな施設イメージを思い浮かべているにもかかわらず、「行くしかない」という類の決断をしていた発言もみられた。

この時点では利用者にとって物理的な「安心して寝起きすることのできる居場所」がまずは確保されるということが最優先のニーズとなっている。要養護性の最たるものであろう。彼らは入所当時児童福祉法の対象である18歳未満の児童であった。年齢的には養護を保障されるものの中に位置するはずであるが、義務教育終了後で在学者ではない彼らに対しては自立援助ホームの入所が検討される時点で「安心して寝起きできる居場所」の選択肢の一つとして児童養護施設が提示されることはなかった。

しかし、事例からはたとえ「自立支援」事業が彼らの援助ニーズに適合していると考えられるとしても、当事者としてはまず解決が優先される問題は生活の基盤となる「安心して寝起きすることのできる居場所」の確保であったということは自立援助ホームの役割として消しがたいものであることをうかがわせる。

あわせて、自ら『「今のままでは」ない生活の場』を求める意識を自ら持ったことも注目すべき事と考えられる。その思いがあって自立援助ホームという「安心して寝起きすることのできる場」が提供されたこと

は即座に「就労自立」の展開に発展が可能になるものでは無かったが、「猶予期間」を過ごせる場を得る事ができて、結果的に現状の生活の改善を図るきっかけを利用者自ら掴んだ経験になったと評価することもできる。

・「社会資源（ソーシャルネットワーク）へのアクセスを支援する」自立援助ホーム職員

発達プロセスの中で援助課題を抱えてきた利用者や家族親族など他者からの支援から孤立している利用者が自立援助ホーム利用をきっかけにそれまでになかった社会資源にアクセスするきっかけとなっていたことが報告されている。本研究で先に行った「自立援助ホーム利用者調査」（本研究2006年度報告書 松本報告）からは家族親族がいる場合にも、高齢児童にとって必要な支援を期待できない実態が明らかになっている。実質的には家族親族による養護を得られていなくても家族と同居していることになっていれば、公的な支援が本人に直接及んでいることがなく、必要な社会資源へのアクセスや就学就労の支援や自立生活への支援を得る機会をもてない可能性があることが考えられる。

そして、自立援助ホームを利用するに至り、利用者は職員を通して生活スキルや就労、就学へのサポートを得ている。さらに、特別な心身のケアが必要な状況に応じて専門機関や専門家、ケアを受けるために必要な社会制度へのアクセスを職員がとっている。職員を媒介にして社会資源、ソーシャルネットワークをソーシャルサポートネットワークとして活用を、利用者はまずは自立援助ホームに入所し、生活している期間中に体験、習得し、退所後の自立生活においては本人が直接アクセスできる基盤をつ

くることになっていたらと評価できよう。特に、そのなかで職員が個々の利用者にとって必要な援助が何であるかということについて、入所時点ではほとんど情報がないというところから、生活の中で個々のニーズをみてとり、適宜、ニーズへの対応に関わるソーシャルワークを行っていると見て取れる。

・「これまでの経験にない大人との出会い」と関係形成、関係継続の経験

本調査の事例のなかで自立援助ホーム入所前の親もしくはそれにかわる保護者となるべく大人との関係について養育拒否、虐待的關係、力による統制や支配など利用者にとって適切ではない関係を経験してきたことがうかがえる内容があった。そして、かつての施設生活体験や対人体験から自立援助ホームは1つの施設として理解され、そこは職員から自由を統制される場であるというイメージを入所初日まで抱いていた（事例1、事例2、事例4）。

しかし、自立援助ホームで「統制」することが役割である職員との出会いはなく、入所前に描いていたものと違う大人との関係形成となった。

事例1、事例2、事例4では利用者は日常の生活の中で自分に対しての働きかけをし、自分に関わる「行動」を起こしてくれ、かつ「猶予期間を持ち」、また、「失敗」を「受け容れる」存在があることを体験の中で「感じる」機会を持っていた。さらに、利用者は自分の行動に寄り添って「行動」する職員は力による統制を媒介にしない「養護（保護）者」の役割を体現する人として身近な存在として感じているようであった。その関係により他者と関係形成し、継続した関係を保てることを体験し、自分からもホームの利用者仲間や就学、就労先